

総社市学校給食センター規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月23日

総社市教育委員会教育長 久山延司

総社市教育委員会規則第3号

総社市学校給食センター規則の一部を改正する規則

総社市学校給食センター規則（平成17年総社市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下「移動条号」という。）に対応する同表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動後条項等」という。）が存在する場合には、当該移動条号を当該移動後条項等とし、移動条号に対応する移動後条項等が存在しない場合には、当該移動条号（以下「削除条号」という。）を削り、移動後条項等に対応する移動条号が存在しない場合には、当該移動後条項等（以下「追加条項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条及び号の表示並びに削除条号を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び号の表示並びに追加条項等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(趣旨) 第1条 略 <u>(業務)</u> 第2条 給食センターの業務は、次に掲げるとおりとする。 <u>(1) 給食の調理に関すること。</u> <u>(2) 給食の提供に関すること。</u> <u>(3) 栄養管理及び栄養指導に関すること。</u> <u>(4) 学校給食センター運営審議会に関すること。</u> (職員) 第3条 給食センターに、<u>所長のほかに次の職員を置くことができる。</u> <u>(1) 略</u> <u>(2) 主査</u> <u>(3) 主任</u></p>	<p>(趣旨) 第1条 略 (職員) 第2条 給食センターに所長のほかに次の職員を置くことができる。 (1) 略</p>

改正後	改正前
<p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) <u>学校栄養主幹，学校栄養主査，学校栄養主任，学校栄養技師及び学校栄養職員</u></p> <p>(7) <u>栄養士</u></p> <p>(8) 略</p> <p>(職務)</p> <p>第4条 <u>所長は，上司の命を受けて給食センターの事務を総理し，所属職員を指揮監督する。</u></p> <p>2 <u>次長は，所長を助け，所属職員を指揮し，所長に事故があるときは，その職務を代理する。</u></p> <p>3 <u>主査は，上司の命を受けて給食センターの事務を処理し，所属職員を指揮する。</u></p> <p>4 <u>主任は，上司の命を受けて給食センターの事務のうち特定の事項を処理し，所属職員を指揮する。</u></p> <p>5 <u>その他の職員は，上司の命を受けて，担当事務を処理する。</u></p> <p>(所長の専決事項)</p> <p>第5条 略</p> <p>第6条 <u>所長が不在のとき，又は事故があるときは，次長が第1次代決者として，主査及び主任並びに教育委員会の指定する職員が第2次代決者として，その職務を代決することができる。</u></p> <p>(施設及び設備の保全等)</p> <p>第7条 <u>所長は，給食センターの施設及び設備（物品を含む。以下同じ。）の維持保全に努めるとともに，その整備改善をしなければならない。</u></p> <p>(簿冊)</p> <p>第9条 略</p>	<p>(2) 略</p> <p>(3) <u>技師</u></p> <p>(4) 略</p> <p>(5) <u>学校栄養主幹，学校栄養主査，学校栄養主任及び学校栄養技師（以下「学校栄養主幹等」という。）</u></p> <p>(6) 略</p> <p>(7) <u>事務職員</u></p> <p>(8) <u>自動車運転手</u></p> <p>(9) <u>ボイラー技士</u></p> <p>(職務)</p> <p>第3条 <u>所長は，上司の命を受けて所掌事務を掌理し，所属職員を指揮監督する。</u></p> <p>(所長の専決事項)</p> <p>第4条 略</p> <p>第5条 <u>所長が不在のとき，又は事故があるときは，あらかじめ教育委員会の指定する職員がその職務を代決する。</u></p> <p>(職員の服務)</p> <p>第6条 <u>職員の服務については，総社市職員の例による。</u></p> <p>(施設及び設備の保全等)</p> <p>第7条 <u>所長は，給食センターの施設及び設備（物品を含む。以下同じ）の維持保全に努めるとともに，その整備改善をしなければならない。</u></p> <p>(簿冊)</p> <p>第9条 略</p>

改正後	改正前
<p>(文書の取扱い)</p> <p><u>第10条</u> 文書の取扱いについては、この規則に定めるもののほか、<u>総社市教育委員会事務局処務規則の例</u>による。</p> <p>(サービス)</p> <p><u>第11条</u> 職員のサービスについては、<u>総社市教育委員会職員の例</u>による。</p> <p>(その他)</p> <p><u>第12条</u> この規則に定めるもののほか、必要な事項は、<u>教育委員会</u>が別に定める。</p>	<p>(その他)</p> <p><u>第10条</u> この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。</p>

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。